

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成18年6月 第1回訂正分)

## 株式会社 アテクト

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年6月1日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

### 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成18年5月18日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集252,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し208,000株(引受人の買取引受による売出し148,000株、オーバーアロットメントによる売出し60,000株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、平成18年5月31日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_を付し、ゴシック体で表記しております。

表紙の次にカラー印刷したもの

### 2. 業績等の推移

提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期中間
決算年月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成17年9月
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	3 ( )	35 (53)	35 (62)	38 (58)	49 (51)	55 (49)

# 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

### 1 【新規発行株式】

#### 欄外注記の訂正

(注) 2 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

3 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成18年5月18日開催の取締役会において、大和証券エスエムピーシー株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。

(注) 2の全文削除

### 2 【募集の方法】

平成18年6月9日に決定される引受価額にて当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(平成18年5月31日開催の取締役会において決定された払込金額(1,870円)と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。(略)

#### 欄内の数値の訂正

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」欄：「535,500,000」を「471,240,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」欄：「315,000,000」を「296,100,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」欄：「535,500,000」を「471,240,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」欄：「315,000,000」を「296,100,000」に訂正。

#### 欄外注記の訂正

(注) 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、仮条件(2,200円～2,500円)の平均価格の2分の1相当額を組入れることを前提として算出した見込額であります。

5 仮条件(2,200円～2,500円)の平均価格(2,350円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は592,200,000円となります。

### 3 【募集の条件】

#### (2) 【ブックビルディング方式】

欄内の数値の訂正

「発行価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,870」に訂正。

欄外注記の訂正

- (注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。  
仮条件は、2,200円以上2,500円以下の価格といたします。  
当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い公開会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。  
なお、当該仮条件は変更されることがあります。  
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成18年6月9日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。  
需要の申告の受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(1,870円)及び平成18年6月9日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 8 引受価額が発行価額(1,870円)を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

### 4 【株式の引受け】

欄内の数値の訂正

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「大和証券エスエムピーシー株式会社120,000株、野村證券株式会社40,000株、新光証券株式会社28,000株、日興シティグループ証券株式会社20,000株、三菱UFJ証券株式会社20,000株、岡三証券株式会社8,000株、いちよし証券株式会社8,000株、高木証券株式会社4,000株、イー・トレード証券株式会社4,000株」に訂正。

欄外注記の訂正

- (注) 1 上記引受人と発行価格決定日(平成18年6月9日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、新株式の発行を中止いたします。
- 2 引受人は、上記引受株式数の一部を、引受人以外の証券会社に販売を委託する場合があります。また、これとは別に、引受人は、上記引受株式数のうち、4,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に委託販売する方針であります。

(注)1の全文削除

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

欄内の数値の訂正

「払込金額の総額(円)」の欄：「630,000,000」を「592,200,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「617,000,000」を「579,200,000」に訂正。

欄外注記の訂正

(注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件(2,200円～2,500円)の平均価格(2,350円)で算出した見込額であります。平成18年5月31日開催の取締役会で決定した払込金額とは異なります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額579,200千円につきましては、21,125千円を平成18年5月完成済みの製造設備の資金(平成18年7月支払い予定)に充当し、120,071千円を設備投資の資金に充当し、残額については借入金返済に充当する予定であります。

完成済みの製造設備は、半導体保護資材事業のエンボススパーサーテープ製造設備であり、これにより生産能力が25%増加しております。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

欄内の数値の訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「370,000,000」を「347,800,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「370,000,000」を「347,800,000」に訂正。

欄外注記の訂正

(注) 3 売出価額の総額は、仮条件(2,200円～2,500円)の平均価格(2,350円)で算出した見込額であります。

### 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

#### (2) 【ブックビルディング方式】

欄内の訂正

「申込期間」の欄：「自 平成18年6月2日(金) 至 平成18年6月8日(木)」を「自 平成18年6月13日(火) 至 平成18年6月16日(金)」に訂正。

### 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

欄内の数値の訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「150,000,000」を「141,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「150,000,000」を「141,000,000」に訂正。

欄外注記の訂正

(注) 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成18年6月20日から平成18年7月14日までの期間(以下「シンジケートカバー期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」の項をご参照ください。

5 売出価額の総額は、仮条件(2,200円~2,500円)の平均価格(2,350円)で算出した見込額であります。

## 第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成18年5月18日及び平成18年5月31日開催の取締役会において、以下の内容の第三者割当増資による募集(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

募集株式数	発行する普通株式 60,000株
払込金額	1株につき 1,870円
払込期日	平成18年7月19日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 小阪支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て及び下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場日(売買開始日)から平成18年7月14日までの間、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

## 第二部 【企業情報】

### 第2 【事業の状況】

#### 2 【生産、受注及び販売の状況】

##### (4) 販売実績

第36期事業年度及び第37期中間会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	第36期事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		第37期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
半導体保護資材事業	1,268,006	138.9	817,548
衛生検査器材事業	1,048,874	109.3	575,491
合計	2,316,881	123.7	1,393,040

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 第35期事業年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)における事業部門別の販売実績は、半導体保護資材事業913,078千円、衛生検査器材事業959,998千円であります。

##### 3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第35期事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)		第36期事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		第37期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
(株)エム・シー・エス	-	-	-	-	195,202	14.0
長瀬産業(株)	294,093	15.7	341,858	14.8	149,396	10.7

4. 第35期及び第36期事業年度における(株)エム・シー・エスに対する販売実績はありますが、総販売実績に対する割合が10%未満であるため、記載を省略しております。

### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

##### (2) 会社の機関の内容、内部統制システム及びリスク管理体制整備等の状況

###### 会計監査の状況

当社の会計業務を執行した公認会計士は西野吉隆及び重森節夫であり、いずれも中央青山監査法人に所属しております。会計監査業務に係わる補助者は、公認会計士4名、会計士補5名であります。

なお、証券取引法に基づき当社の監査を行っている中央青山監査法人は、平成18年5月10日に金融庁より改正前の公認会計士法第34条の21第1項1号に基づく行政処分を受けております。処分内容は、証券取引法監査及び会社法監査業務(ただし、一定の監査業務を除外)を平成18年7月1日より平成18年8月31日まで停止するよう命じるものであります。当社では今後の状況を見極めた上で、具体的な対応の検討、決定する方針であります。

## 第5 【経理の状況】

### 1 【財務諸表等】

#### (1) 【財務諸表】

【附属明細表】(平成17年3月31日現在)

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	平成15年 6月25日	90,000 (20,000)	70,000 (20,000)	0.41	無担保	平成20年 6月25日
第2回無担保社債	平成15年 12月10日	200,000 (70,000)	130,000 (70,000)	0.60	無担保	平成18年 12月8日
合計		290,000 (90,000)	200,000 (90,000)			

(注) 1. 前期末残高及び当期末残高の( )内書は、各期末における1年以内の償還予定額であります。

2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
90,000	80,000	20,000	10,000	-

## 第四部 【株式公開情報】

### 第2 【第三者割当等の概況】

#### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(表省略)

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社ジャスダック証券取引所の定める規則等並びにその期間については下記のとおりであります。

(1) 同取引所の定める上場前公募等規則第25条の規定において、新規上場申請者が直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時総会までの間にあたる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。以下1において同じ。)の末日の1年前の日以後において、株主割当その他同取引所が適当と認める方法以外の方法(以下第三者割当等)という。)による新株発行を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により新株の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、直前事業年度の末日は平成17年3月31日であります。

2. 上記(1)の規定及び上場前公募等規則の取扱い第21条の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた新株を原則として、新株発行の効力発生日から上場日以後6ヶ月を経過する日(当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	7,500円	7,500円	10,000円
行使請求期間	平成16年4月1日から平成23年3月31日まで	平成18年2月26日から平成26年2月25日まで	平成19年6月25日から平成27年6月24日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	新株予約権の行使の条件につきましては、平成16年2月9日開催の取締役会及び平成16年2月25日開催の臨時株主総会特別決議に基づき、提出会社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株予約権割当契約」に定められております。	新株予約権の行使の条件につきましては、平成16年2月9日開催の取締役会及び平成16年2月25日開催の臨時株主総会特別決議に基づき、提出会社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株予約権割当契約」に定められております。	新株予約権の行使の条件につきましては、平成17年5月25日開催の取締役会及び平成17年6月24日開催の臨時株主総会特別決議に基づき、提出会社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株予約権割当契約」に定められております。

4. 株式の発行価格は、類似会社比準方式および時価純資産価額方式により算出した価格を参考に決定しております。

(以下省略)